

陽明文庫所蔵後柏原院本源氏物語について

―仮名字母と本文表記の統計結果を加味しての試論―

上野 英子

源氏物語本文研究をテーマに共同研究をお願いしている齊藤鉄也氏によって、本誌(『年報』四二号)に陽明文庫所蔵後柏原院等筆源氏物語(以後、後柏原院本と略)における仮名字母の出現傾向に関する分析結果が発表された(1)。後柏原院本については、かつて池田利夫「源氏物語青表紙本の書写伝来の一形態―室町期以来の寄合書と一筆書―」(一九八五年『国文学研究資料館調査研究報告 第六号』)のなかの「六、陽明文庫蔵後柏原院筆等源氏物語の本文と実隆の役割」に詳細な報告がある(2)。ここでは書誌報告・本文分析・実隆の役割について述べられていたのだが、今回の齊藤論文によって、各巻書写者らのそれぞれの位相や、諸本間における本行本文(すなわち訂正前の本文)の位相、更には成立年代の絞り込み等について、より具体的な知見が得られたのではないだろうか。

本稿ではこの齊藤氏の報告をうけて、後柏原院本の書写のありようや本文分析を勘案すると、更にどのような事が考えられるのか、稿者なりの補足や展開を述べてみようと思う。猶、表題に「試論」としたのは、このような立論方法が変則的であることを承知しつつも、それによって拓けてくる新たな知見の可能性も感じており、稿者自身模索しな

がらの試みだからである。

(一) 筆者目録

齊藤論文は、後柏原院本各巻の本行部分における仮名字母の出現回数を算出、統計学を駆使して「書写者」と「本文」、両面からの分析を試みている。

具体的に言うならば、先ず「書写者」面においては、後柏原院本の筆者目録等で同一人物が複数巻の書写を担当したとされている場合、統計上からもそのように判断できるのか検証を試みている。そして当該筆者が後柏原院本以外の写本においても伝承筆者となっていた場合には、それらの統計結果を比較する。その結果同筆範囲と断定できる距離の近さに収まった場合、それらのデータは相互に補完し合い、より強固な判定となるようである。

もう一方の「本文」分析面においては、本行部分のみを扱っての分析となるが、齊藤氏が選択した十一種の諸伝本のなかで後柏原院本に最も近似した本文を、各巻毎に抽出できたようである。よって拙稿では、先ずは前提となる伝承筆者に関する基礎的事実を押さえた上で、齊藤論文によって提示されたデータの意味を解析していこうと思う。

室町時代に作成された源氏物語写本の多くがそうであったように、この後柏原院本(写本五十二帖。早蕨と夢浮橋欠)も寄合書きである。そしてどの巻を誰が担当したかという伝承筆者情報は、各巻前遊紙に貼付された付箋と、「源氏物語筆者之目録」と題された付属文書、この二つによって把握することができる。本稿では池田論文に倣い、前者を「小短冊」後者を「折紙」と呼んでおく。

小短冊は「キリツボ 青蓮院宮(尊鎮)」といった具体に、巻名と筆者名が走り書きで墨書されており、前遊紙一丁表の天辺、しかも喉付近に貼付されている。但し全五十二冊中、十四冊に小短冊が無く、また「かほる中将」とある匂宮巻に、散逸した早蕨巻の小短冊「サワラヒ 後柏原院」が貼付、明石巻に小短冊「コテフ 逍遙院」が貼付するなどの混乱もみられる。

後柏原院本は枡形本(縦約173×横約175)を列帖装で装幀したもののだが、紙焼き写真でみる限り、藤裏葉巻には錯簡が確認でき、また幻巻も最終丁が欠落している。後綴本(表紙も後補か)と判断できるが、現行小短冊の貼り違えも、こうした過程で生じた可能性が高いようである。

次に注意したいのは、この小短冊の近くに加えられた「ウツ十六才」(空蟬)「ユフ十六才」(夕顔)、少し長めのものでは「源氏廿七八才事あり 横の並也 蓬生の君の始終をかけり」(蓬生)といった、年立てに関する書き入れである。これらの記述が小短冊のせいで、一部読めなくなった部分が生じている。例えば関屋巻の「□廿八才」、朝顔巻の「□卅一才」の「□」部分がまさにそうである。ということは、現行の小短冊は、少なくとも各巻年立の書き入れが加えられて以降に、現在の位置に貼付されたということだろう。

そのためこれらの小短冊は、遙か後代に押されたものという印象も受けるのだが、但し、当初は表紙見返し等に貼付されていた小短冊が、後補表紙に改められた際に、現在の位置に貼り直されたという可能性も考えられるわけで、そうした場合、小短冊と年立て書入れの前後関係は依然として不明ということになるだろう。

とはいえ、巻に拠っては小短冊・折紙ともに伝承筆者名の無いものもあり、それらは書写者名が特定できなかったためと考えられること。また筆者名のなかには故人名(「こなかはし」「故入道宮」)が記された場合もあること等から、小短冊の成立はどんなに遡らせても、該書が書写された時点にまで遡上させるのは無理だと判断した。

一方、付属文書の折紙だが、大半は小短冊の記述と一致しているものの、若干の異同も見られる。例えば小短冊を欠いているのに、折紙には書写者名の入った卷(藤裏葉卷を「故入道宮」、胡蝶卷を「逍遙院」とする等)があることもその一つである。とはいえ、貼付された小短冊は時の経過と共に剥がれやすいので、こうした場合は、小短冊と折紙との本質的な相違とまではなりえないかもしれない。

だが異同の中には、常夏・篝火・鈴虫巻を担当した人物を、小短冊が「こなかはし」と墨書したのに対して、折紙では「故長橋局(基綱卿女)」と詳述した例もある。また小短冊に「江南」とある手習巻の場合、「江南」とはおそらく甘露寺親長の長男氏長のことで、のち万里小路家に養子に入って春房と名乗り、出家して江南院龍霄と号した人物のことだろうが、それが折紙では、親長の次男元長の筆となっている。

池田論文に拠れば、折紙は小短冊を参照して作成された(つまり、小短冊の方が先)とする。なるほど、既に折紙を備えていたのならば、走り書きの小短冊をわざわざ原本に貼り付ける必要は無かつただろうし、小短冊の記述を折紙が補足、改めた(後述するが、改悪だったようである)箇所も見られることから、納得できる判断だと思う。

すると、最初に担当書写者を示したのは小短冊の方であったこと、その小短冊は書写成立時のもので無かつたこと等がわかつた。では後代のものかといえ、極めのような署名や印記等が皆無であることから、少なくとも近世に誕生した古筆鑑定家のものではなさそうである。ではこの小短冊は、近衛家で押されたものだろうか。とはいっても、陽明文庫所蔵国宝『大手鑑』に押されているような、整然とした筆者札ではなく、いかにも走り書きされた付箋という印象である。では近衛家に入る前から既に押されていたのだろうか。

本稿ではそれ以上の追求は出来なかった。ただ一般論として考えるに、現存する寄合書きの源氏写本には、古筆鑑定家によって押された極札や、書写者名を列挙した目録や折紙を有する資料が多いようである。それはなぜなのか。思うに、わざわざ鑑定を頼んでいるのは、書写者が誰か判らなくなったからだろうし、少なからざる鑑定料を惜しまなかったのは、誰が写したのかという点も当該写本の価値に大きく関与していたからだろう。よって、かかる鑑定は、当該写本が制作者本人の手から離れ、事情をよく知らない子孫の代になった時、あるいは他家への譲渡などで所有者が交替する前後等になざれることが多かったように思う。

その原理は、後柏原院本にみられるような、古筆鑑定家の手を経ずに作成された小短冊や折紙の場合も同じだったのではあるまいか。例えば『実隆公記』には、実隆が後代の古筆鑑定家のような仕事を依頼された記事がある。

故粟屋左衛門尉親榮新写本二十九帖、筆者不分別、可注給之由、彼後室申送之。…今午見之、注遣之。但五冊有不明之筆、其趣示遣之。(永正八年六月二十八日条) (3)

ここでいう「粟屋左衛門尉親榮」は武田元信の側近だった人である。かなりの源氏愛好家で、『実隆公記』によれば文亀元年(二五〇二)五月から実隆に師事し、実隆最初の手沢本(既に散逸してしまったが、稿者はこれを成立時の元号に因んで〈文明本〉と仮称している)の書写も許され、同年閏六月には十帖が、七月二十一日には紅葉賀巻が貸し出された。そして同二十五日の親榮との話し合いに添ってであろう、実隆は、二十六日には玉鬘巻を姉小路濟継に、同二十八日には巻名は不明だが「勧黄」(勧修寺政顕か)に一冊分の書写を依頼、十月七日には自らも関屋巻を書写したとある。当初は全巻を書写する予定だったのだろうが、翌年五月、親榮の一時帰国によって中断、更に永正四年に丹

後で打死してしまったために、そのまま途中で終わってしまったようである。

かかる背景を経て、今回、後室から実隆の許へ書写担当者の分別依頼が届いたわけである。後室が書写者名に拘ったのは、まさに前述した理由からだろう。都で亡夫が手がけていた未完の写本を譲り受けた彼女が、その本の素性や価値をはっきりさせておきたいと願ったとしても不思議ではないからである。実隆はその気持ちを受け込んで依頼を受けたのだろう。筆跡をみたり当時の記憶を浚ったりしたのであるが、その実隆をもつてしても、二十九帖中五帖の筆者は判らなかつたという。親筆本を書写した当初から十年後の出来事である。

ともあれ、小短冊の問題から発して、より根本的な問いが出てきた。すなわちそれは、そもそもこの写本はどこで作成されたのかという問題である。

後柏原院本という書名から、当該写本は後柏原院の許で作成された写本なのだろうという漠然とした印象を受けるのだが、この書名自体、一体いつ頃からのもので、何を根拠としているのかがよく分からない。夢浮橋巻の散逸がづくづく惜しまれるのだが、当該本には後柏原院の宸筆とする巻が六帖(花宴・花散里・蓬生・関屋・朝顔・匂宮)あり、折紙によれば、現在欠本となっている早麻と夢浮橋も宸筆だったようで、計八帖、この数値は当該本寄合書きの参加者中最多を示している。おそらくはそういう情報も作用して、後柏原院本と呼ばれるようになり、後柏原院を中心に作成された写本、後柏原院がお使いになった写本、というイメージが付与されていったのではあるまいか。

しかも『実隆公記』の文明十八年(一四八六)から長享三年(一四八九)には、東宮時代の後柏原院(勝仁親王)が実隆らの協力を得て源氏写本(「親王御方本」)を作成したと思しき記事がある。稿者などは後柏原院本をこれらの記事と対応させて、ろくな検証もしないまま、後柏原院本はこの時作成された写本かと想像してきたのであった。

それが今回の齊藤論文によって、『実隆公記』と現行の後柏原院本とをつなぐ輪が一つ示されたように思うのだ。なかでも注目したいのは、後柏原院本にみえる伝実隆筆の諸帖は、いずれも同筆と認定でき、なおかつそれらは実隆の一四〇〇年代の仮名字母遣いに類似しているという報告である。

ともあれ、結論を急ぐこと無く、まずはどのような部分が明らかになって、明らかにならなかったのかを、確認していくことにしよう。

(二) 仮名字母の類似度からみた伝承筆者の判定

齊藤論文の文末に付された「図一 仮名字母の出現傾向に基づく後柏原院本の分類結果」（本誌九一頁）の図表をもとに、後柏原院本の伝承書写者ないし各巻が、それぞれどのように位置づけられるのかを、新たに次の四類に分類し巻毎に当てはめてみた。これは稿者なりの理解に基づき、また時に齊藤氏のご教示を得て、試みたものである。（第一類）から始まる稿者の分類では、最初の（第一類）が筆者の特定できる最も確実なデータということになる。

先ず（第一類）は、後柏原院本内部からみても、またそれ以外の資料から得たデータと照合してみても、当該人物の書写である蓋然性が極めて強いものである。これは三条西実隆や中御門宣胤など、確実に当該人物による仮名字母遣いであるという基本データが把握できている場合に限定されるようである。

（第二類）は、一人の人物が後柏原院本内部で複数巻の書写を担当したとされる場合、それらの巻々における傾向が類似しており、同一人物による書写である可能性が高いものである。後柏原院本の伝承筆者名が正しいか否かの判断はまた別の問題となるだろうが、この類に属する帖が多ければ多いほど、筆跡鑑定等から得たであろう推定と、仮名

字母遣いのデータから算出された統計とが一致していることになるのだろう。

(第三類)は、後柏原院本以外の源氏物語写本の巻に、仮名字母遣いの傾向のよく似ている巻が見いだされたものである。但しデータ上は近距離にあつても、伝承筆者名が異なっているものや、伝承筆者名の無いものもあり、どちらが正しいのか、どちらも誤りなのかまでは確定できないものである。

この第三類には、例えば飛鳥井雅俊なのかその息雅綱なのか、三条西実隆なのかその息公順なのか、姉小路基綱なのかその孫済俊なのかといった、同族間における伝承筆者名の異同が目立つようである。こうした判定の揺れは、同一家族は筆跡まで似てくるから、或いは修練がてら家族に代筆させることも多々あったから、生じやすかつたのだろうか。一方、仮名字母のデータ側からみると、例えば、寄合書きに際し、自家の写本を写して提出するよう依頼された人物が仮名字母まで忠実に書写して提出していた場合、筆跡からみた判定と仮名字母の遣い方から見た判定には、当然齟齬が生じただろうと思われる。

(第四類)、これは後柏原院本の内部でも、またそれ以外の写本データでも、同様の傾向を示す例が未だ見つからないものである。その中には後柏原院本の伝承筆者名それ自体が誤りかと判断せざるをえないものもあれば、データ不足につき現状では判断保留とせざるを得ないものも含まれている。

後柏原院本の諸巻がそれぞれの類に分類されるかは、本稿文末に付した一覧表を参照していただくとして、以下は主立ったものの解説である。

【第四類の具体例】

一、齊藤論文に拠れば、後柏原院宸筆とする現存六帖の巻々は、六帖全てが同筆とみなされる距離には無く、相互

に同筆である可能性が高いのは二帖(花宴・蓬生)だけだったようである。右筆も参加していたのだろうか。そして残念なのは、当該本以外に後柏原院宸筆の源氏写本が見つからないため、院独自の仮名字母遣いの基盤となるデータ自体が確立できていないということである。そのため、どの巻が院の宸筆で、どの巻がそうでなかったのか、はたまたどの巻も違っていたのかという統計上の判断は、現時点では保留のままとなっている。

二、同様に、後柏原院本のなかで一帖のみを担当し、後柏原院本以外でも未だ用例の見えない「青蓮院宮尊鎮」(桐壺巻。後柏原院の皇子)や「万山宗山」(紅梅巻。伏見宮邦高親王息)などは、他の源氏写本における彼らの仮名字母データ自体が未収集であるため、後柏原院の場合と同様、結果は保留となっている。また伝承筆者名不明の帚木巻や椎本巻の場合も、後柏原院本のなかに類似した仮名字母遣いの巻が見当たらないことから、一巻だけを担当した人物としか判らないようである。

三、後柏原院本梅枝巻は「飛鳥井雅康」を伝承書写者とする。該本中、雅康を筆者とするのはこの巻だけである。だがその仮名字母の出現傾向は、例えば大島本では関屋巻のみならずいずれの巻とも類似性が見られず⁽⁴⁾、同じく雅康筆とされている書陵部本早蕨巻や、(ジャンルはことなるが)斯道文庫蔵『僻案抄』とも類似性は見られなかったようである。このことは一五〇九年卒の雅康が、一五〇四年生の尊鎮、一五〇六年生の姉小路濟俊らと同じ寄合書きに名を連ねている矛盾とも相まって、伝承筆者名の誤りと判断できそうである。

こうした一方で、他の源氏写本から得たデータと比較しても、同筆であることがほぼ確定できた巻もある。以下それらを列挙する。

【第一類の具体例】

一、「中御門宣胤」を書写者とする四帖(松風・若菜上下・浮舟)は、相互に仮名字母の出現傾向が近似し(つまり統計上からみて同筆と認められ)、しかもその数値は、同じく中御門宣胤の書写とする高松宮家本末摘花巻とも近似する。

二、宣胤の息「中御門宣秀」の書写とする橋姫巻は、同じく宣秀を書写とする保坂本帚木巻と近似する。

三、「滋野井教国」の書写とする二帖(末摘花・横笛)は、相互に近似、かつ「滋野位殿」とする書陵部本紅葉賀巻とも近似する。但し同じく教国筆とされている後柏原院本蜻蛉巻は、近似した巻がない。

四、「中山宣親」を書写者とする三帖(葵・薄雲・宿木)は、相互に近似、かつ「中山殿」とする書陵部本須磨巻とも近似する。

五、「逍遙院」(三条西実隆)を書写者とする五帖(夕顔・明石・胡蝶・柏木・総角)は、相互に近似、かつ、同じく実隆筆とされる高松宮家本松風巻とも近似する。

なおこの高松宮家本は、夢浮橋巻に加えられた一条冬良の識語から、長享二年(一四八八、当時実隆三十四才)の成立であったことが判明するため⁽⁵⁾、この寄合書きに参加した時の実隆の年齢も、三十代であったろうことが類推できよう。しかも齊藤論文に拠れば、実隆の仮名字母遣いの傾向は年代によって違ってきているようで、例えば、晩年(西暦一五〇〇年代)になって書写したところの日本大学本におけるそれと、高松宮家本のような三十代の頃(西暦一四〇〇年代)のそれとは異なっているというのである。ということは、高松宮家本に近似した後柏原院本における伝実隆筆本は、実隆による一四〇〇年代の傾向と近似することになる。この結果を俟って初めて、当時の『実隆公記』と後柏原院本とを結びつける試みが、意味を持つようになったと思われる。

【第三類の具体例】

一、後柏原院本のなかで「西室僧正」（三条西実隆の長男、公順）を書写者とする巻が二帖（玉鬘・竹河）あるが、玉鬘と竹河とは、仮名字母遣いから分類できるグループがそれぞれ異なるようである。まず玉鬘巻であるが、日本大学の公順筆とされている諸帖（須磨・柏木・椎本・蜻蛉）、吉川本（青表紙本）の公順筆とされている二帖（明石・若菜上）、蓬左文庫本の公順筆とされている二帖（螢・紅梅）と近似する。これだけなら何も問題ないのだが、その一方で、蓬左文庫本の実枝筆とする二帖（松風・初音）とも近似しているからである。あるいは蓬左文庫本の松風と初音は、実枝ではなく公順の写しだったのだろうか。もしくは実枝という筆跡鑑定が正しければ、実枝が、伯父公順の書写した本を仮名字母遣いに至るまで忠実に転写したため、という可能性も考えられよう。

二、「西室僧正」を書写者とする後柏原院本竹河巻は、同じく公順筆とする日本大学本胡蝶巻と近似する。これだけなら問題は無いのだが、問題は、後柏原院本のなかの「逍遙院」（実隆）を書写者とする五帖（夕顔・明石・胡蝶・柏木・総角）や、高松宮家本の実隆筆とする松風巻とも近似している点である。つまり仮名字母の遣い方からみれば同一筆者の範疇に入る諸帖が、伝承筆者名の上からは実隆だったりと、判定が揺れているということである。

但し後柏原院本の場合、見落としてならない重要な要素がある。すなわち同本の成立が『実隆公記』にみる文明十八年（一四八六）から長享三年（一四八九）頃とするならば、文明十六年（一四八四）誕生の公順が当時の寄合書きに参加できたはずはないという点である。

「西室公順」という筆跡鑑定が正しければ、竹河巻は後代になって加えられたものの、しかもその時公順は、実隆書写本を字母遣いまで忠実に書写して進上した、という可能性もでてくるようである（6）。

(三) 『実隆公記』をどう読み解くか

後柏原院本の実隆を筆者とする五帖には、実隆三十代における仮名字母遣いの傾向がみられるという結果を踏まえた上で、次に『実隆公記』にみえる文明十八年(一四八六)から長享三年(一四八九)当時の記事を分析し、統計結果と照合させてみることにする。同様の試みは齊藤論文でも展開されているが、稿者は稿者の責任に於いて、様々な可能性に触れながら少々果敢に読み解いてみようと思う。

時系列をはっきりさせるため、当該記事の少し前から整理しておく。文明十七年(一四八五)閏三月二十一日、実隆は自身にとつての最初の手沢本といえる〈文明本〉を完成させた。その一週間後から始まった宗祇・肖柏による源氏講釈も、翌年六月十八日には無事終了。そして興味深いのは、そのうち宗祇と肖柏が次々と揃本源氏を作成したらしいことである。

文明十八年(一四八六)

八月四日 抑宗祇新写源氏物語外題〈五十四帖〉今日染筆了。

十月八日 肖柏所望之源氏物語外題〈五十四帖分〉染筆。

まず八月四日には宗祇が「新写源氏物語」五十四帖のために外題の揮毫を実隆に依頼、その二ヶ月後に今度は肖柏が、揃本源氏の外題を依頼している。実隆邸での源氏講釈と、宗祇・肖柏の源氏写本作りは何か関係があったのか、気になるところではある。

そして肖柏と同じ十月に、東宮時代の後柏原院も新写の源氏本づくりに取りかかったようで、日記には次のようである。

十月一日 自親王御方新写源氏物語、料紙仮綴事被仰之。借請宗祇法師本大概□合沙汰進上了。堺(十行)同沙汰之進上了。

傍線部「親王御方」が勝仁親王(東宮時代の後柏原院)である。この記事に拠れば、親王は御自身の源氏写本を作成すべく、料紙や仮綴じについて実隆に相談、そこで実隆は波線部「宗祇法師本」を借りて「□合」(校合の意味か、以下「校合」と判断して論を進める)し、片面行数は十行にすること()なども進言したようである。

親王に推薦するほど、実隆は「宗祇法師本」にかなりの信を置いていたことが窺われるのだが、但しここでいう「宗祇法師本」とは、宗祇がもともと所有していた写本なのか、それともこの年の八月頃に完成させた新写本のことなのかは不明である。また実隆の提案が受け入れられたのか、仮に受け入れられたとして、その「校合」の実態が如何なる程度のものであったかも、よく分からない。「大概□合」とあるのは、さほど厳密なものでもなかったことだろうか(8)。それとも底本には諸家の証本が選ばれていただろうから、「大概」は実隆流の謙辞だったのか。詳細は不明なことばかりだが、親王御方の源氏写本作りはこのあたりから始まったとみてよいだろう。

『公記』によれば「親王御方」から照会のあった翌日、今度は「竹園」(伏見宮家)から書写依頼が届いたようである。しかも依頼された巻名と書写の担当者名が、現行の後柏原院本とかぶっており、そのことが問題を複雑にしている。

文明十八年(一四八六)

十月二日 竹園源氏御本夕顔卷可書□、末摘花(教国卿)葵(宣親卿)各可伝達之由也。若紫卷為写□被召之、同進上了。

十月三日 中山入來、御草子事申含之。※中山は中山宣親か

十月六日 今日、親王御方源氏御本(夕顔)立筆。

十月二十九日 終日源氏物語(夕顔卷)書之。

十一月一日 源氏物語(夕顔)終書写功、校合了。

十一月三日 源氏物語(夕顔卷)令進上宮御方了。※宮御方は勝仁親王

十月二日の記事は、「竹園源氏御本」のために、実隆には夕顔卷を書写するように、そして滋野井教国には末摘花、中山宣親には葵卷を書写するよう彼らに伝言せよとの仰せが届いた。また実隆本若紫卷が借り出された。若紫卷は竹園の方で書写しようとしたからだろうか。そして翌日、実隆は訪れた中山宣親に伏見宮家からの伝言(「御草子事」)を告げて書写を了解させた、と読めるようである。

ところが後柏原院本の小短冊においても、夕顔卷は実隆、末摘花卷は教国、葵卷は宣親の書写とし、齊藤氏のデータもこれを支持している(なお若紫卷は小短冊・折紙ともに筆者名が無く、不明のままである)。親王御方本と竹園御本をめぐって、『実隆公記』の記事に混乱があったのだろうか。それとも二箇所から同じような依頼が届いたのだろうか。

ただその後を読み進めると、『公記』には親王御方から夕顔卷の書写を依頼されたという記事こそ無かったものの、

十月六日条に「親王御方源氏御本（夕顔）立筆」とあることから、実隆が親王御方のために夕顔巻を書写したことは明らかである。十月二十九日の夕顔巻書写、十一月一日の夕顔巻書写・校合がどちらのための書写だったのかは不明だが、十一月三日には書写した夕顔巻を「宮御方」に進上したとある。ここでいう「宮御方」とは勝仁親王のことのようであるから、親王御方からの夕顔巻の書写依頼はこの時点で無事終了したとみてよい。その一方で、竹園御本夕顔巻については、進上したという記述が見えないのである。

すると、もしかしたら十月二日の「竹園源氏御本夕顔巻可書□□」という一文は、親王御方によって「竹園源氏御本夕顔巻」を書写せよと命じられた、という意味に解釈すべきだったのだろうか。（この場合、主語の「親王御方」は省略されていることになる。）

この解釈に従えば、また新たな状況が浮かび上がってくるようである。すなわち、齊藤論文に拠れば、紅梅文庫旧蔵本と、後柏原院本の実隆筆夕顔巻及び宣親筆葵巻とは、本行本文の表記法からみて異同が少ないというのである。換言するならば、『実隆公記』の記事から、後柏原院本の夕顔・葵巻は伏見宮家本を底本としていたと解釈すると、これらの巻々は紅梅文庫旧蔵本と近似した、ということになる。

紅梅文庫旧蔵本の祖本は、実隆最初の手沢本となった（文明本）であり⁽⁹⁾、その（文明本）を転写して明応四年（一四九五）に成立したのが伏見宮家本である。現在は実隆の（文明本）も伏見宮家本も、共に散逸してしまったが、その転写本である紅梅文庫旧蔵本が、後柏原院本と近接していたということは、後柏原院本の底本となった「竹園源氏御本」（すなわち、伏見宮家本のこと。同奥書に拠れば、邦高親王妃だった今出川教季女が、一人で実隆自筆本全冊を書写したという）⁽¹⁰⁾の書写が、既にこの前から始まっていた、少なくとも夕顔巻と葵巻は完了していて、それが今回用いられたという可能性を示唆するのではあるまいか。

とはいえ、滋野井教国筆という末摘花巻の場合、紅梅文庫旧蔵本との近似はみられず、理由は不明である。

文明十八年(一四八六)

十一月五日 明石巻新写御料紙、自親王御方被下之。

十一月十七日 早朝姉小路来、須磨巻校合。

十二月九日 今日明石巻立筆。

文明十九年 長享元年(一四八七)

一月九日 親王御方源氏御本(須磨)書写之。

一月十五日 親王御方源氏御本(明石)終書写功、入夜校合□。

一月十六日 明石巻進上之。胡蝶巻新□事、又被仰之。

『實際公記』十一月五日の記事に拠れば(この二日前に新写の夕顔巻を進上したわけであったが)、親王御方から今度は明石巻を書写するよう料紙が届いた。そこで實際は十二月九日に立筆、翌年一月十五日に書写・校合を終え、十六日に進上したとある。また後柏原院本小短冊では明石巻の書写者を「逍遙院」とし、字母遣いからみた統計結果も實際と判断できるので、明石巻の場合、三者(『實際公記』の記事・伝承筆者名・仮名字母からみた統計結果)が一致したわけである。

なお齊藤論文に拠れば、明石巻の場合、本行本文の表記法からみて、紅梅文庫旧蔵本と近似しているとまではいえないとのことであった。ただ両本を比較すると、表記法は確かに異なっているし、後柏原院本には訂正箇所も多い。

だが朱・墨細筆による訂正によって、そうした異同も解消する場合が多く、訂正後のそれは同じ青表紙本としてさほど乖離した本文でもなかったようである。

次が須磨巻だが、こちらは問題がある。一月九日条によれば実隆が「親王御方源氏御本（須磨）」を書写したと読めるが、後柏原院本須磨巻の小短冊では姉小路済俊筆となっているからである。尤も仮名字母の傾向から判断すると、これは済俊ではなくその祖父基綱という（年代的にも、当時済俊はまだ誕生していない）。ともあれ、小短冊にせよ仮名字母データにせよ、後柏原院本須磨巻は実隆筆でないとする点では一致しており、ここでまた日記との矛盾点がでてきたわけである。親王御方は当時、正副二本の源氏写本を作成しようとしており、そのうちの一本がやがて近衛家に下賜され、今日に至ったのだろうか。

ただ基綱は実隆の知己であり、文明十八年十一月十七日条に「姉小路来、須磨巻校合」とある記事に注意したい。この時、姉小路基綱は彼が親王御方御本のために新写した須磨巻を持参し、実隆と共に校合した。結果実隆は、その本文に興味を惹かれて、翌年一月に親王御方本須磨巻を自家用に転写したとは解釈できないだろうか。日記には明石巻を進上したとあっても、須磨巻を進上したという記事がみえないことも、自家用に書写したと解釈してみた理由のひとつである。

加えて、例えば日本大学蔵三条西家証本胡蝶巻には「此巻古本欠 愚筆ノ本也」という実隆の奥書がある。この場合は胡蝶であって須磨巻ではないのだが、実隆は気になる写本があれば機会を逃さず巻単位でこれを書写し、そうやって自身の本文資料を増やしていった、同時に必要があれば、この胡蝶巻のように、そうした写本を利用していろいろことが窺われるからである。ひとつの可能性としてあげておきたい。

文明十九年〓長享元年（一四八七）

二月十日 今夜於宮御方、松風□令校合。

二月十三日 胡蝶卷終書写功。

二月十五日 於□□胡蝶卷校合。

二月二十八日 親王御方源氏御本（柏木）可書写之由、被仰之。

三月二十三日 親王御方源氏御本（柏木）書之。

三月二十四日 源氏柏木卷終書写之功。

三月卅日 朝間宗祇法師來、古今集聊有申合之事、青表紙正本帚木卷、令見之、感□者也

四月一日 昼間帚木卷校合。

閏十一月八日 竹園講釈、宗祇相伴參入、…、事了參内、□当番也、入夜於御前、座主准后書給手本披見、

驚目者也、□□卿、□□朝臣等同候黒戸了。〔本（総角）可書進上之由、被仰、御料□□〕

□了。

実隆は二月十日に「宮御方」（勝仁親王）に参上し、そこで松風巻を校合した。後柏原院本の小短冊と仮名字母データによれば、松風巻は中御門宣胤の担当だったようなので、ここは親王御方に進上された宣胤筆松風巻を、伺候していた実隆が親王の命により校合したということなのだろう。校合本は以前実隆が推薦していた「宗祇法師本」だった可能性もある。

二月十三・十五日にみえる胡蝶巻の書写は、親王御方本のためだろう。一月十六日に明石巻を進上した実隆は、次

に胡蝶巻の書写を命じられていたからである。また二月二十八日には**柏木巻**の書写も命じられ、三月二十四日に終了している。日記に胡蝶・柏木巻を進上した記事はないが、後柏原院本を確認すると、胡蝶と柏木は実隆筆となっており、仮名字母遣いの傾向も実隆筆を支持している。

三月三十日、古今伝受の相談のため宗祇が実隆邸を訪問、併せて「青表紙正本帚木」も持参した。感激した実隆は早速同本を借り、一晚かけて校合したとある。おそらく当時所持していた（文明本）に「青表紙正本帚木」との異同結果を書き加えたのだろう。その結果が、現行の後柏原院本帚木巻に反映されたか否かは不明である（後柏原院本帚木巻の伝承書写者は不明で、齊藤論文でも、類似した仮名字母遣いがみられる資料はまだ見つからないという）。猶、齊藤論文による本文の分析結果では、紅梅文庫旧蔵本帚木巻の本行部分は大島本や国文学資料館蔵正徹本に近い本文（異同が少ない境界領域）だったということである。

閏十一月八日、実隆は多忙だった。「竹園」（伏見宮家）で開催された宗祇の伊勢物語講釈に参加した後、当番のため参内し、夜、後土御門天皇の御前で「座主准后」（関白二条持基息。青蓮院尊応僧正）の筆跡を拝見、感嘆し、侍臣（教国・以量）らと共に黒戸御所に伺候。おそらくそこで**総角巻**の書写を命ぜられ、料紙も賜ったようである。この記事を後柏原院本と照合すると、総角巻の場合も、小短冊・仮名字母データいずれも実隆筆で問題がない。

長享二年（二四八八）

三月三日 親王御方源氏物語御本（宿木）今日終書功、持参了。

九月一日 源氏物語手習卷（親王御方御本）校合、自是可伝進上之由、示之間、預置之、翌朝令進上了。

十二月九日 江南院入来。親王御方源氏御本、外題色紙御所望之子細、令伝達之所、唐紙二枚持来之。

長享三年＝延徳元年（一四八九）

正月八日 源氏物語（親王御方御本）滋野井書写之分、加校合。

先ず三月三日の記事の矛盾点は、親王御方御本の宿木巻を実隆が書写、持参し終えたとあるにもかかわらず、後柏原院本における宿木巻の書写者は中山宣親であり、仮名字母遣いの傾向もこれを支持している点である。やはり勝仁親王は複本も併せて作成しようとしていたのだろうか。それとも記事の読み取り方が違っているのだろうか。

その意味で気になるのは、これまで親王御方へ提出する場合は「進上」を用いるのが普通だったのが、今回は「持参」となっている点である。するとこの場合、宣親筆親王御方本を自家用に転写し終えた実隆が、当該本を宣親の許へ「持参」したのか、はたまた、宣親が親王御方本宿木巻の書写を終え、それを実隆邸に持参したのだろうか（この場合、主語の書き落しということになるのだろうか）。幾通りかの解釈が可能なようだが、どれも決め手を欠いている。

次に九月一日に実隆が校合したという手習巻についてである。前述したごとく、後柏原院本では小短冊に「江南」折紙に「甘露寺一位元長」とあり、甘露寺親長の息という点では一致しているものの、前者は長男で後に万里小路家を継いだ「江南」（春房）、後者は次男「元長」を伝承筆者に充てている。一方、仮名字母データによれば、後柏原院本手習巻は保坂本の万里小路秀房筆の花宴巻や書陵部本の伝江南院筆の野分巻と近似値を示しているという。

つまり後柏原院本手習・保坂本花宴・書陵部本野分の三者が、仮名字母データの上からは「江南」すなわち万里小路春房とする（小短冊・しうるほどの近距離にあったにもかかわらず、伝承筆者名の上からは「江南」すなわち万里小路春房とする（小短冊・書陵部本）、「元長」とする（折紙）、さらには「万里小路秀房」とする（保坂本）と、三者に分かれたということである。このうち、保坂本の極めにある「万里小路殿秀房卿」（了任系の極印）は、春房より四十三年ほど遅れての誕生で、江

南院の号とは無関係である。また仮名字母のデータを尊重するならば、後柏原院本手習巻の伝承筆者名は、書陵部本と小短冊にみえる「江南」（万里小路春房）が正解だったように思われる。

猶、小短冊・折紙共に伝承筆者を甘露寺元長とする後柏原院本野分巻であるが、仮名字母遣いから見た分類では（第一類）となるようである。

よって手習巻の書写者を「江南」（春房）と仮定して『実隆公記』を読むと、実隆は江南院が書写した手習巻を校合した後、彼に親王御方に進上するよう伝言して、その日は預かり、翌日に進上させたと解釈できるようである。そして興味深いことに、この手習巻も、紅梅文庫旧蔵本と近似しているというのである。想像するに、「江南」は実隆本を底本にするよう指示をうけたので〈文明本〉を書写（この時点で伏見宮家本はまだ手習巻まで写し終えていなかったからだろう）、実隆に底本通りに写したか、読み合わせ校合を依頼したと解釈できるようである。

なお十二月九日には、その江南院が実隆邸を訪れ、今度は親王御方の使者として、親王御方の源氏御本に押すための「色紙外題」への揮毫を実隆に依頼、唐紙二枚を持参したとある。文明十八年にはじまった親王御方本も、そろそろ製本の段階へとさしかかっていたのだろうか。なお後柏原院本の現行表紙は、褐色を帯びた無地紙表紙で、表紙の中央に打付け書き（全冊一筆か）で外題が墨書されている。先に、後補表紙の可能性を指摘した所以である（11）。

長享三年、実隆は親王御方本のなかの「滋野井」担当分について、校合を命じられている。各巻の書写担当者は自らの書写が底本通りか否かを確認した上で、進上していたようであるから、ここで実隆が行った「校合」とは、「宗祇法師本」との校合だった可能性も考えられよう。

以上、『実隆公記』の記事を、是までに得られた後柏原院本の三情報（筆者札・仮名字母からみた書写者の位相・表

記法からみた本行本文の位相)と照合させてみた。その結果を一覧表にすると【表1】のようになる(巻の順は論述順)。「公記の記事」「筆者札」「仮名字母」の三項目が一致したのは十一帖中七帖(夕顔・葵・末摘花・明石・胡蝶・柏木・総角)である。全てがきれいに一致したわけではなく、須磨・宿木など可能性だけの指摘に終わった巻もあった。しかしなかには『実隆公記』に記されなかった事柄もあっただろうし、後柏原院本が現行のような形に落ち着くまでには我々の知らない経緯もあっただろうから、未詳の部分が残るのもやむを得ないことと思われる。

次の節では、後柏原院本の本文について分析を試みることにする。

【表1】

巻名	公記の記事	筆者札	仮名字母	備考(表記上からみた本行本文の類似性)
夕顔	実隆書写	実隆	実隆	伏見宮家本を底本としたか。紅本・日本本と異同が少ない。
葵	中山宣親書写	宣親	宣親	伏見宮家本を底本としたか。紅本と異同が少ない。
末摘花	滋野井教国書写	教国	教国	伏見宮家本を底本とせよと指示があったが、紅本とは無関係。何らかの事情があったからか。あるいは宮家で複本を作成したか。大正大本・大島本・資料館蔵正徹本と異同が少ない。
明石	実隆書写	実隆	実隆	國學院本・資料館蔵正徹本と異同が少ない。
須磨	実隆書写	姉小路清俊	姉小路基綱	自宅用の書写か、あるいは宮家で複本を作成したか。
松風	(実隆校合)	中御門宣胤	宣胤	
胡蝶	実隆書写	実隆	実隆	
柏木	実隆書写	実隆	実隆	
総角	実隆書写	実隆	実隆	
宿木	実隆書写・持参	中山宣親	宣親	自宅用の書写か、宮家で複本を作成したか。紅本と異同が少ない。
手習	(実隆校合)	江南(小短冊)	江南院	紅本・日本本と異同が少ない。

(四) 後柏原院本花宴巻の本文分析

冒頭で紹介した池田論文(一九八五年の発表)によれば、後柏原院本は全冊青表紙本と判定できるという。池田氏はまた、実隆は後柏原院の東宮時代から信任されていたため、院の本文に実隆本との関係性があったか否かという点も注目なされたようだった。そして日本大学所蔵三条西家正本(以後、日大本と略)と比較してみた結果、親疎それぞれの傾向を示す巻もあるが、むしろ判然としない巻の方が多かったと述べている。

そのような結論が出た原因の一つには、池田氏のとられた方法論の不適切さがあつたようである。すなわちそれは、後柏原院本の全巻を『源氏物語大成』第一頁分に限り、特に「三」(日大本)との親近性を中心に分析するものだったが、自身も述べておられたように、この方法は系統分類には有効であっても、青表紙本同士の位相を調べる場合には不向きだったからである。稿者はこれに加えて、後柏原院本に、訂正加筆の多い巻と殆ど見られない巻とが混在していることも、一因だったのではないかと推測している。

一方、後柏原院本における本行本文の表記法を分析することによって、同本の各巻がどの写本と近似するかを測つた齊藤論文によれば、(一)臨模の関係(二)字詰め行詰めが一致する関係(三)親本が共通する関係(四)同系統内で異同が少ない関係(五)異同が少ない境界領域、と上記五分類中、(一)～(三)に属する巻は無く、(四)に該当するのは次の諸本諸巻だったとされている。

紅梅文庫旧蔵本：六卷(桐壺・夕顔・葵・玉鬘・初音・手習)

日大本：四卷(桐壺・夕顔・玉鬘・手習)

大島本：三卷(末摘花・賢木・薄雲)

国文研正徹本： 三卷(末摘花・賢木・明石)

大正大学本： 二卷(末摘花・初音)

吉川本： 二卷(若菜下・匂兵部卿)

蓬左文庫本： 二卷(玉鬘・初音)

国学院本： 二卷(明石・薄雲)

※池田本・保坂本・書陵部本：該当なし

一見して明らかのように、後柏原院本とは六巻において異同が少ないとされた紅梅文庫旧蔵本が、最も親しかったということになる。紅梅文庫旧蔵本(就中、その本行部分)を実隆(文明本)のモデルとしてみれば、後柏原院本との類似性は、これまで読み解いてきた『実隆公記』の記事からも当然予想された結果ではある。

では表記法からではなく、旧来の本文異同分析に拠った場合、果たしてどのような見通しがたつのか、次からは花宴巻を例に分析してみる。この巻を選んだ理由は、第一に、後柏原院本花宴巻には後述するような、定家自筆本と校合云々といった校合奥書があったため。第二に、齊藤論文では調査の対象を本行本文に限定しているためである。花宴巻のような校合奥書を有する写本に於いては、本行のみならず訂正加筆後の本文調査(換言するならば、訂正前と訂正以後、両面からの調査)が必要だろうと判断したからでもある。その結果が次表である。

【A】花宴巻における関連諸本の位相差

【対校諸本】

- ・源氏物語大成本文(底本、大島本):略「大成」
- ・東海大学桃園文庫蔵明融本:略「明融」
- ・紅梅文庫旧蔵本:略「紅梅」
- ・日大本(実隆書写、奥書「本肖柏本 以京極黄門(定家卿)自筆校合畢、16枚」):略「日大」
- ・伝後柏原院等筆本(筆者札「後柏原院」、奥書「一校了、件本京極黄門定家卿自筆校合畢云々」):略「柏原」
- ・書陵部本(筆者目録「姉小路殿」):略「書陵」

書き入れ訂正前の本文で比較

	大成	明融	紅梅	日大	柏原	書陵
大成		11	22	41	36	48
明融	11		19	38	32	47
紅梅	22	19		43	30	58
日大	41	38	43		50	59
柏原	36	32	30	50		56
書陵	48	47	58	56	56	

- 1、表記法・仮名遣い・送り仮名の異同は不採用。
- 2、奥文注記は注と判断し、不採用。
- 3、(日大本1例・後柏原院本2例・書陵部本2例、いずれも重複なし)、熊大本と一致しない紅梅本独自の書き入れ(5箇所)は不採用。

【B】花宴巻における関連諸本の位相差

【対校諸本】

- ・源氏物語大成本文(底本、大島本):略「大成」
- ・東海大学桃園文庫蔵明融本:略「明融」
- ・紅梅文庫旧蔵本:略「紅梅」
- ・日大本(実隆書写、奥書「本肖柏本 以京極黄門(定家卿)自筆校合畢、16枚」):略「日大」
- ・伝後柏原院等筆本(筆者札「後柏原院」、奥書「一校了、件本京極黄門定家卿自筆校合畢云々」):略「柏原」
- ・書陵部本(筆者目録「姉小路殿」):略「書陵」

書き入れ訂正後の本文で比較

	大成	明融	紅梅	日大	柏原	書陵
大成		10	22	18	33	40
明融	10		18	12	25	37
紅梅	22	18		20	25	49
日大	18	12	20		24	39
柏原	33	25	25	24		43
書陵	40	37	49	39	43	

- 1、表記法・仮名遣い・送り仮名の異同は不採用。
- 2、奥文注記は注と判断し、不採用。
- 3、(日大本1例・後柏原院本2例・書陵部本2例、いずれも重複なし)、熊大本と一致しない紅梅本独自の書き入れ(5箇所)は不採用。

この表は、次の六つの本文(大成本文以外は全て影印本、および書誌調査時の記録に拠った)が、相互にどの程度の本文異同を見せたのかを、【A】各冊本行のみで判断した場合、【B】見せ消ち・補入等の訂正を加えた本文で判断した場合に分けて計上したものである。なお大成本文だけは【A】【B】の区別は無い。

・『源氏物語大成』の校訂本文(底本は大島本)、以後「大成本文」と略。池田亀鑑『源氏物語大成 校異篇』(一九七九年第七版 中央公論社)。

・東海大学桃園文庫蔵明融本、以後「明融本」と略。『東海大学桃園文庫影印叢書 源氏物語(明融本)』(一九九〇年東海大学出版会)。

・紅梅文庫旧蔵本、以後「紅梅本」と略。https://genji-koubai.jp/

・日本大学蔵三条西証本、以後「日大本」と略。『日本大学蔵源氏物語』(一九九四年 八木書店)。

・陽明文庫蔵後柏原院本。http://dbrec.nijiac.jp/KTG_B_100024617

・書陵部蔵三条西家証本、以後「書陵部本」と略。『宮内庁書陵部青表紙本源氏物語』(一九八三年再版 新典社)

この六つの本文について説明しておく。大島本を底本とする大成本文と明融本、この二本の花宴巻は、定家の(四半本)を承けたとみられる本文である。上冷泉為和卿の庶子明融は、没年から推すに⁽¹³⁾、実隆の孫実枝とはほぼ同時期に活躍した人物ということになる。よって、定家様で書写され巻末には奥入を有する明融本だが、このような形で書写された時期は日大本の成立以降と思われる。

それに対して残る四つの本文は、実隆本の影響を受けたと予想されるものである。なお、稿者は三条西家では定家の(六半本)を青表紙証本とみていたと判断しているのだが⁽¹³⁾、この四本中、最も早くに成立したのが、三十歳代の実隆が協力して成ったとみられる後柏原院本であり、一番遅く成立したのが、七十七歳の実隆が最後の手沢本として

作成した日大本である。一方、権大納言時代の実隆(三十五歳から五十二歳まで)が協力した書陵部本は成立該当期間が長く、具体的な年代を特定できない。紅梅本は明応四年(一四九五年、実隆四十一歳)に実隆の(文明本)を書写して成立した伏見宮家本の転写本ということになる。とはいえ、今回は実隆(文明本)のモデルとして利用したので、同じく(文明本)を祖本とする熊本大学本¹³⁾と一致しない書き入れ訂正(五箇所)は、後代になってから、紅梅文庫旧蔵本に独自に加えられたものと判断し、【B】に於いては捨象して扱った¹⁵⁾。

その結果、先ず六本文中(四半本)の系列を引くとみられる明融本に対して、異同数が少なく、本文が類似していると判断できた本文を順に並べると、それぞれ

【A】：大成(一一例)・紅本(二九例)・後柏原院本(三三例)・日大本(三八例)・書陵部本(四七例)

【B】：大成(一〇例)・日大本(一二例)・紅本(二八例)・後柏原院本(二五例)・書陵部本(三七例)

となった。先ず言えるのは、【A】に於いて、明融本に対し最も異同数の少ない大成本文(二一例)は、数値の上で次位の紅梅本(一九例)を引き離しており、明融本と大成本文との親近度は、他の四本とは一線を画しているらしいということである。とはいえ、残る四本中で紅梅本の異同数が圧倒的に少ない点も留意しておきたい。

それが【B】になると、日大本が激変し、三八例あった異同数は一二例に減少して、紅梅本を抜き、大成本文(二〇例)に迫ってきた。すると、訂正後の日大本は(四半本)へと急接近したということなのだろうか。だが【A】から【B】への変化という点では、後柏原院本や書陵部本もまた(日大本ほどではないにせよ)、異同数がかなり減少したようである。もう少し他の本文からみた位相も確認しておこう。

では定家の〈六半本〉を青表紙本としてみていたと思われる実隆が、最初の手沢本として作成した〈文明本〉、その〈文明本〉を継承した紅梅本に対しては如何であろうか。前述した如く、ここでは紅梅本を〈文明本〉のモデルとして扱ったので、熊大本に見られない紅梅本独自の書き入れ(五例、注14参照)を【B】では捨象している。その結果、異同数の少ない順に並べると次のようになった。

【A】…明融本(一九例)・大成(二二例)・後柏原院本(三〇例)・日大本(四三例)・書陵部本(五八例)

【B】…明融本(一八例)・日大本(二〇例)・大成(二二例)・後柏原院本(二五例)・書陵部本(四九例)

【A】【B】ともに、紅梅本に最も近接していたのは明融本だった。このことから花宴巻における〈文明本〉と明融本とは、やはり、もともと近似した本文だったのだらうと思われる。つまり花宴巻の場合、定家の〈四半本〉と〈六半本〉は異同が少なかった可能性が考えられるということである。そのことは、書陵部本を除く【B】の数値が、明融本(一八例)・日大本(二〇例)・大成本文(二二例)・後柏原院本(二五例)と、さほど大きな隔たりが無くなってきている点からも、窺われるのではあるまいか。

そして【B】における日大本だが、四三例あった異同が半分以下の二〇例にまで減少した。この急激な減少はやはり日大本花宴巻の大きな特徴であり、日大本は細かな訂正によって本行本文が大きく変容した本文といえそうである。なお書陵部本だけは、【A】【B】いずれにおいても、他の五つの本文とはいささか異質だったようである。

六つの本文の特徴を以上のように押さえた上で、今度は定家自筆本との関連性が窺われる後柏原院本と日大本について考えてみたい。先ず後柏原院本だが、物語本文が一四丁表で終了し、一四丁裏(白紙)の喉元近くに

一校了 件本以京極黄門定家卿自筆校合畢云々

という校合奥書がある。これは穂先の細い薄墨で一行書きされたもので、明らかに本行部分（小短冊には「後柏原院」とあったが齊藤論文では不明とする）とは別筆である。そしてこの校合奥書の文意は文末が「云々」で終わっている点から見て、

（「校を終了した。「件本」（「校」に用いた写本という意味か）は、定家卿自筆本との校合を経たものだという云々。）と解釈できよう。どうやら、定家自筆本と直接校合していたのは校合本の方だったようで、後柏原院本はかかる写本を校合本として採用したということのようである。そして『実隆公記』の記事に拠れば、実隆の推薦をうけて「親王御方本」は「宗祇法師本」を校合に用いた可能性があったのだった。

この「親王御方本」が現行の後柏原院本だとすると、花宴巻の場合、校合本となったであろう「宗祇法師本」には、定家自筆本で校合したという旨の奥書が付いていたことになる。そして筆跡から見て、かかる「宗祇法師本」と校合を行ったのは、後柏原院本の本行書写者ではなく、別の人物ということになるのだろう。

一方、日大本花宴巻にも次のような本奥書が記されている。

本肖相筆

以京極黃門定家卿校合畢

この本奥書は、この巻の書写を担当した実隆によって、物語本文のあとそのまま転写されたものらしく、次の丁には、同じく実隆の筆で

享祿三年正月十九日書写了

奥入別紙写之 三月廿八日一校了 桑門堯空 七十六歳

という書写校合奥書が記されている。つまり実隆が、物語本文の書写・本奥書の転写・底本との読み合わせ校合・校合奥書をすべて一人で担当したということである。

なお岸上慎二氏の解題によれば、この時、花宴巻の底本として実隆が採用したのは、当時能登から借り出していた肖柏旧蔵本（「夢庵所持之古本」）だったろうという⁽¹⁶⁾。また解説によれば、朱筆は鈎点以外に本文訂正（見せ消ち）も二箇所あるというが（後述）、意識的に墨色を変えた上で書き入れられたこれらが実隆の筆なのか、それとも後代のものなのかは不明である。

さて、かかるふたつの花宴が具体的にどのような関係にあるのか、その辺りに留意しながら分析してみた。まず前出した【A】【B】表から後柏原院本に対する諸本の異同数である。

【A】 …… 紅梅本（三〇例）・明融本（三二例）・大成（三六例）・日大本（五〇例）・書陵部本（五六例）

【B】 …… 日大本（二四例）・紅梅本・明融本（共に二五例）・大成（三三例）・書陵部本（四三例）

後柏原院本は数値の程度はさておき、順位から言えば【A】では紅梅本（三〇例）・明融本（三二例）・大成本文（三六例）がほぼ似たような数値で近かった。よって本行だけで見れば後柏原院本も、程度の差こそあれ、実隆の（文明本）や定家の（四半本）に近い本文だったようである。それが【B】になると日大本が異同数二四例と激減し、紅梅本・明融本（共に二五例）と拮抗するまでに変化した。程度の差こそあれ、ここでも同様の傾向が出たわけである。この結果は、後柏原院本が校合本によって本行を改めていたこと。そして日大本の底本も又、定家本で本行を改めたものだったこと。実隆はそれらの訂正箇所を本行化することなく、底本通りに書写していたことを推測させるようである。

では日大本に対する諸本の異同数はどうであろうか。

【A】…明融本(三三八例)・大成(四一四例)・紅梅本(四三三例)・後柏原院本(五〇例)・書陵部本(五九例)
 【B】…明融本(一一二例)・大成(一一八例)・紅梅本(二〇例)・後柏原院本(二四例)・書陵部本(三九例)
 【B】になると、順位こそ変わらなかつたものの、数値自体は諸本いずれも大きく減少している。減少した理由は、底本となつた日大本自体が【B】で大きく変容したからである。しかもその変容した結果をみるに、〈文明本〉のモデルとした紅梅本(二〇例)よりも明融本(一一二例)に近づいている。よつて花宴巻の場合、もともと〈四半本〉も〈六半本〉もさほど変わらない本文だつたと思うが、日大本は本文訂正によつて、どちらかと言えば〈四半本〉に接近したと言えうである。

今度は、数値から離れて、校合本や底本の段階で「定家自筆本」と関わつたとみられる後柏原院本と日大本の本文を見比べながら、気になつた個々の具体例をみてみる。結果、次のようなことが判明した。

- a 訂正箇所と訂正内容とが両本とも同一という例が、次の一例。
- ① 柏 え~~林~~やらす | 日 え~~林~~やらす (大成二七〇頁⑦行目)
- b どちらか一方の訂正によつてそれまでの異同が解消された例としては、後柏原院本の訂正によつて異同が解消したのが一一例、日大本の訂正によつて解消したのが二〇例である。
- c 逆にわざわざ訂正したことによつて、互いに異同を発生させたのが、次の六例。
- ② 柏 いり日になる程(。に) | 日 いり日になるほと~~林~~ (大成二六九頁⑬行目)
- ③ 柏 ふけてなむ | 日 ふけて~~林~~(大成二七〇頁⑬行目)
- ④ 柏(。え)しらぬなるへし | 日 ~~林~~しらぬなるへし (大成二七二頁④行目)

⑤ 柏(。え)いひあへす ー 日 暮いひあへす (大成二七二頁⑪行目)

⑥ 柏 たつねて侍しなり ー 日 たつね廿侍し也 (大成二七五頁⑫行目)

⑦ 柏 藤つほわたり(。を) ー 日 ふちつほわたり (大成二七七頁⑬行目)

(a) (c)の七例中、①と③は、共に日大本の朱筆による見せ消ち結果である。日大本には鈎点等を除き、この二例以外に朱筆による訂正は無く、しかもその書き入れ結果が(a) (c)に分かれてしまっている。ともあれ、全てが(a) (b)いずれかに分類できたのなら、後柏原院本が用いた校合本と、日大本が用いた底本とは同一写本であった可能性も浮上するだろうが、数こそ少ないとは言え、(c)の六例が認められる以上、校合本として後柏原院本が採用した写本と、日大本が底本として採用した写本、この二つの写本は共に定家自筆本と校合した写本としてよく似てはいたものの、それぞれ別の写本だった可能性の方が強いようである。

この点を確認した上で考えてみたいのが、後柏原院本が採用した校合本〔宗祇法師本〕だった可能性がある)における定家自筆本との校合のありようと、日大本の底本となった写本〔夢庵所持之古本〕か)における定家自筆本との校合のありようである。

普通、校合と言えは、底本との異同箇所に対校本の異文を書き入れ、「イ」等の尻付きを付すものではないだろうか。だがこの場合、そうした異文注記は後柏原院本に二例、日大本に一例あるのみで、しかもこの三例は重ならない。臨模本ならともかく、普通、校合した結果が僅かに一、二例しか無かった等ということがあろうか。ともあれ、この三例を具体的に検討してみよう。

(イ)「れいなれたるを」(もイ) (後柏原院本二丁表⑤行目・大成二六九頁⑫行目)

後柏原院本の異文注記である。本行「れいなれたるを」の脇に、鈎点を付して「もイ」と傍書。筆は本行と同筆である。本行に対して「れいなれたるも」という異文を示そうとしたのだろうか、明らかに本行書写者の筆と見えることから、本行書写時のもの、すなわち底本にあった異文注記を転写したもののようである。なお他の四本は日大本も含めて、この本行本文を支持したものは無い。

(ロ)「もてなされ」(むもイ)むもいかにそや (後柏原院本八丁表⑤行目・大成二七四頁④行目)

後柏原院本にみえるもう一つの異文注記である。本行「もてなされむも」の脇に「むもイ」と傍書しており、「もてなさむも」という異文を示したものと判断した。結果、この本行本文に一致するのは日大本と書陵部本、異文に一致するのは大成本文と紅梅本となった。

さてこの異文注記は、本行と同筆とみられた(イ)の用例とは全く異なり、穂先の細い薄墨で記されたもので、校合奥書とも同筆と判断できたのであった。同じような加筆部分は、「非(た)ちより」(四丁表⑥行目)の訂正「た」、「右大臣(と)の、」(二丁表④行目)の傍書「との」、「女三宮(の)」(二丁裏⑤行目)の傍書「の」、「おはし(。て)より」(同⑤⑥行目)の補入「て」(見せ消ちもおそらく同筆か)、「さまかへ」(三丁裏⑨行目)の訂正「け」等といった傍書や本文訂正、さらには「いかて」の脇にみえる「音信」(五丁裏⑥行目)、「やはらかに」の脇にみえる「貫河 催律」(九丁裏⑤行目)といった傍注も同様である。

校合奥書と同筆であることから、これらはいずれも校合本に基づいて書き加えられたものであり、そのなかには(影印では識別が困難なために本稿では省略したが)、見せ消ちのみの書き入れなどもあったはずである。それらを含め

れば、校合による加筆の度合いは間違いなく増えたことだろう。よって、後柏原院本花宴巻におけるこれらの校合筆跡は、本文訂正・傍記・異文注記・傍注いずれも、定家自筆本と対校したという校合本によってなされたものであったことが窺われるようである。しかもその中には底本に対する本文訂正も含まれている。校合者は清書された本行本文を、この校合本によって修正した、と判断できるようである。

では定家自筆本で校合した写本(「夢庵所持之古本」か)を底本とした日大本の場合はどうだろう。異文注記は次の例のみだった。

(ハ)「さくらゆみ(イ)かさねにて」(日大本九丁裏⑧行目・大成二七四頁⑧行目)

日大本は本行「さくらのみへかさねにて」の「のみへ」に見せ消ちを打ち、同じ筆で「イ」と傍書している。この見せ消ちは、異文ではこの部分が無いという意味で打たれたものと解釈し、「さくらのみへかさねにて」という本行に対して、「さくらかさねにて」という異文を表示したものと理解しておく。

なおこの部分、紅梅本は「さくら(のみえ)かさねにて」と、「のみえ」を傍書する(本文訂正でも異文注記でもない)。ただしこの傍書は熊本大学本には見えないことから、紅梅本に独自に加えられた後代の書入れと判断した。よって日大本の本行に一致するのは、紅梅本の後代書き入れと書陵部本。異文に一致したのは、大成本文と後柏原院本、そして後代書き入れがなされる以前の紅梅本(すなわち実隆の(文明本)ということになる)。

日大本に戻る。日大本には他の巻にも「イ」「本」といった尻付きを付した異文表示が散見する。本例もそうした事例の一つとなるのだが、二種類の尻付き記号にどのような識別の意図があったのか、またこれらは底本の注記をそのまま転写したものなのか、それとも三条西家で新たに付されたのか、未だ曖昧である。

とはいえ現実問題として、日大本は【A】ではさほどでも無かったものが【B】になると、先ずは明融本に、次に大成本文や実隆(文明本)の姿を伝える紅梅本そして後柏原院本にも接近していったのであった。繰り返すが、日大本花宴巻にはこの本奥書以外、実隆が他の写本と校合したという記述は無い。すると日大本に見えるこれらの訂正加筆の多くは、底本(定家自筆本と校合したという「夢庵所持之古本」)のそれを忠実に転写したものであったろうことが推測できるのである。

以上見てきたことをまとめると、花宴巻の場合、

(一)紅梅本から垣間見た実隆の(文明本)花宴は、もともと明融本や大成本文にかなり近く、後柏原院本もそれに次いで近い本文だったこと。

(二)それに対して日大本は当初はかなりかけ離れていたが、細かな訂正によって、後柏原院本以上に明融本や大成本文、さらには(文明本)に接近するようになったこと。

(三)日大本におけるその細かな訂正は、日大本が採用した底本(定家自筆本と校合したという「夢庵所持之古本」)におけるそれを転写した結果であつたらしいこと。

(四)後柏原院本の校合者は、「定家自筆本」と校合したという校合本(『実隆公記』によれば「宗祇法師本」)だった可能性がある)によって、「大概□合」し、本行本文を訂正していたと考えられること。

(五)日大本の底本と後柏原院本の校合本とは、共に定家自筆本との校合を経た本文であつたが、両本には微妙な異同があつたろうこと。

(六)書陵部本は他の五本とはやや異質な青表紙本だったこと。

などの特徴が抽出できそうである。

(注)

- (1) 齊藤鉄也「後柏原院本『源氏物語』の仮名字母と本文表記―室町時代写本との比較を通して―」(二〇二三年 三月 実践女子大学文芸資料研究所『年報』四二号所収)
- (2) 陽明文庫蔵後柏原院本については他にも、池田亀鑑『源氏物語大成 研究資料篇』二四七頁、大津有一「諸本解題」(池田亀鑑編『源氏物語事典 上巻』(一九五五年初版、一九八三年第一四版 東京堂出版)、阿部秋生「底本・校合本解題」(一九七六年 小学館日本古典文学全集『源氏物語』第六巻所収)等に言及がある。いずれも後柏原院本が全冊青表紙本であるとするが、池田亀鑑と大津有一によれば、「厳密な態度で書写している」といい、阿部秋生によれば「三条西家の本文とは異なるところがある」としている。
- (3) 『実隆公記』の引用は、統群書類従完成会本によった。なお引用の際、関連のある部分を抜粋し、句読点や傍線・波線などは私に付けておいた。また割注部分には〈 〉印を振った。以下同様。
- (4) 大島本では雅康奥書のある関屋巻は統計上必要最低限の文字数に達しないため、詳細不明だが、大島本以外で雅康筆とされる資料を基準に大島本の各巻をみると、同筆とみなされる巻は存在しなかったという興味深い結果が出ている。齊藤鉄也「変体仮名を 用いて写本の書写者と書写年代に迫る」(横溝博・クレメンツ・レベッカ・ノット・ジェフリー編『日本古典文学を世界に開く』(二〇二二年 勉誠社)所収)。
- (5) 例えば、高松宮家本夢浮橋の奥書に「本此巻橋本宰相中将(公夏卿)書写之加校合朱点畢、抑胡禅閣感動俊通庶幾、而仍令許此道重事、執心之余蒙諸彦之筆助、令全備之、可為証本、仍每冊加毫端者也、長享二年季秋上澣閔白内大臣(御判)」とある。
- (6) 後柏原院本の成立を一四八八年頃に設定すると、小短冊のなかには公順同様、寄合書きの参加者としてはありえない人物が他にもいるため、次に列挙しておく。
 - ① 桐壺巻担当の「青蓮院宮尊鎮」(一五〇四年生〜一五五〇年寂、後柏原院の皇子)。
 - ② 須磨・紅葉賀・少女・行幸・夕霧・椎本巻担当の「姉小路済俊」(二五〇六〜一五二七、公卿、姉小路済継息)。なお

この六帖のなかで椎本巻を除く五帖、それに伝承書写者のない東屋巻を加えた六帖は仮名字母遣いの傾向が近似するため同筆、しかもそれらは姉小路基綱筆という高松宮家本絵合巻とも近似するという。後柏原院本の筆者目録は、基綱を孫の清俊と勘違いしたようである。

③ 篝火・常夏・藤袴・鈴虫巻担当の「故なかはし 基綱卿女」(一四八三〜一五四三、後柏原・後奈良天皇時代の女官で長橋局といわれた姉小路基綱女、清継の妹か)

(7) 実隆の源氏写本は(文明本)の転写本とみられる紅梅文庫旧蔵本や熊本大学本も、また実隆最後の手沢本であった日大本も、片面行数は十行、書型は枳形(六半本)で、列帖装、冒頭には一丁前遊紙をおくことがほぼ共通しており、これらの諸点は後柏原院本も同様である(但し篝火巻は剥離したのが、前遊紙を欠く)。

(8) 寄合書きの各分担者は、定められた底本(指定本を渡される場合もあったろうし、自家の本を写すよう指示された場合もあったろう)を清書したあと、底本通りに写したか、底本と読み合わせ(校合)を行った上で、提出したことだろう。少なくとも実隆はいつもそうしていたようである。こうして各人から届けられた清書本を、親王御方のもとで「宗祇法師本」で更に「校合」したということなのだろう。だがそのふたつの「校合」の実態は、巻によって異なる可能性もある。なぜなら確かに物語本文中には、多くの巻に墨筆・朱筆両様で書き入れがなされている。とはいえ、なかには少数だがこうした書き入れの殆どみえない巻もあるからである。また訂正方法も見せ消し・擦り消し・胡粉など多彩である。胡粉の例で言えば、例えば朝顔巻には三行分ほど胡粉を用いて本行を訂正した例(六丁裏)が、少女巻には本行三行分を塗消した上に書き直した例(四十四丁表)が、若菜上巻には本行をこすり消したまま、書き入れるのを忘れたと思しき箇所(百七丁裏)まである。更に朝顔巻には、一行分の、おそらくは行間注をまるまる塗消した箇所(二十二丁裏)もあるため、こうした訂正は後代に加えられた可能性も無視できないだろう。巻毎の詳細な分析が必要なようである。

(9) 詳細は上野英子編『室町時代源氏物語本文史の研究―紅梅文庫旧蔵本を中心に―』(二〇二二年八月、科学研究費・若手研究報告書、課題番号19K13063)を参照のこと。なお紅梅文庫旧蔵本全冊のカラー画像と、本報告書は次のURLより閲覧可能である。タイトル「紅梅文庫旧蔵源氏物語」<https://genji.koubai.jp/>

(10) 紅梅文庫旧蔵本の本奥書によれば「本云／此物語五十四帖以待従大納言実一卿／自筆本上臈局(法雲院／左大臣女)手自本書／写者也深秘不可遣他所而已／明応四年六月一日／李部王判」とある。

- (11) 併せてその現行表紙が匂宮巻を「かほる中将」と墨書しているのも気になる点である。この異称は『源氏物語古系図』（九条本・為氏本・正嘉本等）や『奥入』『紫明抄』『原中最秘抄』『河海抄』をはじめとして、三条西家の注釈書にも「薫中将」が別称であることは述べているが、写本の外題に実際に用いられた例は珍しい。三条西家関連写本では日大本・紅梅本・熊大本・蓬左文庫本・肖柏本・書陵部本・大正大学本どれもこの別称は不採用である。
- (12) 井上宗雄氏によれば、明融の没年は『言経卿記』慶長十一年（一六〇六）八月二十五日条に「南都松林院（実政）ヨリ故明融二十五回忌トテ勸進ノ歌被催之間、読之」とあることから天正十年（一五八二）八月没と考えられるという（一九八七年改訂新版、明治書院『中世歌壇史の研究 室町後期』五四八頁）。
- (13) 拙著『源氏物語 三条西家本の世界―室町時代享受史の一樣相―』（二〇一九年 武蔵野書院）六一―八七頁。
- (14) 中城さと子「上藤局本『源氏物語』写しの二本をめぐって」掲載誌は注（9）参照。
- (15) 紅梅文庫旧蔵本にのみ加えられて、同じく伏見宮家本を転写したとみられる熊本大学本には見えない書入れがある。花宴巻の場合は、（ ）で括った次の五つの傍書（補入記号の無い傍書が四例、異文注記が一例）が該当する。
- 一丁表③行目「女御（ハ）」／八丁裏⑤行目「さくら（ゆかり）かさねにて」／九丁表⑨行目「すこし（ハ）」／一二丁表②行目「う月はかり（に）と」／一一丁裏⑥行目「との、（か）やうにて」
- (16) 岸上慎二「三条西家証本解題」（一九九四年 八木書店『日本大学蔵 源氏物語 第一巻』所収）

【付記】本研究は JSPS 科学研究費 J19K13063 の助成を受けた成果の一部です。また本稿をなすに際して齊藤鉄也先生より種々御教示賜りましたこと、篤く御礼申し上げます。

（本学文学部教授・文芸資料研究所専任研究員）

【一覽表】後柏原院本について、伝承筆者と齊藤論文の分析結果

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	卷序	卷名	伝承筆者名	齊藤論文の判定	分類	備考（分類根拠）		
濔標	明石	須磨	花散里	賢木	葵	花宴	紅葉賀	末摘花	若紫	夕顔	空蟬	帚木	桐壺								
		道遙院	姉小路濟俊	後柏原院	中山宣親	後柏原院	姉小路濟俊	滋野井教国			道遙院	飛鳥井雅俊	青蓮院尊鎮								
					●					●			●	紅梅本							
										●			●	日大本							
				●				●						大島本							
								●						大正本							
														吉川本							
	●													蓬左本							
	●			●				●						国学院本							
														正徹本							
														池田本							
2 & 3	1	2 & 3	4	3	1.5	3	2 & 3	2 & 3	2 & 3	1	3	4	4								
cf 若紫	cf 夕顔	cf 紅葉賀	とはならない。	書陵部本橋姫（中将殿）と近距離。	後柏原院筆の可能性があるが、本文文字数が少ないため近距離とはならない。	書陵部本葵・薄雲・宿木は近距離。書陵部本須磨（中山殿）も近距離。	後柏原院本花宴・蓬生（共に後柏原院筆）は近距離。	後柏原院本の末摘花・横笛は近距離。書陵部本紅葉賀（松木殿筆）も近距離。	同空蟬（滋野井殿）も近距離。	後柏原院本の若紫・濔標・真木柱・御法は近距離。これと大正大学花宴（庭田雅行筆）・書陵部三条西家本夕顔と藤裏葉（共に、勸修寺殿筆）・高松宮家本薄雲（勸修寺政頭筆）が近い。	後柏原院本の若紫・濔標・真木柱・御法は近距離。これと大正大学花宴（庭田雅行筆）・書陵部三条西家本夕顔と藤裏葉（共に、勸修寺殿筆）・高松宮家本薄雲（公順筆）も近距離。	松風（実隆筆）、日大本胡蝶（公順筆）も近距離。	後柏原院本の夕顔・明石・柏木・総角（共に、実隆筆）が近距離だが、竹河（西室僧正筆）と胡蝶（筆者不明）も近距離。高松宮家本松風（実隆筆）、日大本胡蝶（公順筆）も近距離。	蓬左文庫本宿木（筆者不明）・保坂本空蟬（飛鳥井雅綱筆）と近距離。	データ不足。類似する傾向の写本が見つからない。						

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
若菜下	若菜上	藤裏葉	梅枝	真木柱	藤袴	行幸	野分	篝火	常夏	蛭	胡蝶	初音	玉鬘	少女	朝顔	薄雲	松風	絵合	関屋	蓬生
中御門宣胤	中御門宣胤		飛鳥井雅康		※故長橋局	姉小路濟俊	甘露寺元長	※故長橋局	※故長橋局		※実隆	方 伏見殿南御	西室僧正	姉小路濟俊	後柏原院	中山宣親	中御門宣胤		後柏原院	後柏原院
												●	●							
													●			●				
●												●								
												●	●							
												●					●			
1	1	2	4	2 & 3	2 & 3	2 & 3	4	4	2 & 3	2	1	3	3	2 & 3	4	1.5	1	2	4	3
cf松風	cf松風	cf絵合	大島本の諸帖とも、書陵部本早蕨、斯道文庫蔵僻案抄とも違う。	cf若紫	cf常夏	cf紅葉賀		故長橋局の可能性はあるが、文字数が少なく正確なデータが導けない。	後柏原院本藤袴・常夏・鈴虫は近距離。蓬左文庫本葵・幻・匂宮・手習(共に、筆者不明)・吉川本須磨(卿内侍姉小路御局濟子筆)とも近距離。	cf絵合	cf夕顔	後柏原院本(初音・幻)が近距離。書陵部本夢浮橋(伏見殿筆)、高松宮家本蓬生(伏見宮邦高親王筆)も近距離。	日本本須磨(公順筆)・蓬左文庫本松風・初音(共に、実枝筆)、蓬左文庫本蛭・紅梅(共に、公順筆)、日本本柏木・権本・蜻蛉(共に公順筆)、吉川本明石・若菜上(共に、公順筆)に近距離。	cf紅葉賀		cf葵	後柏原院本松風・若菜上下・浮舟(共に中御門宣胤筆)は近距離。高松宮本末摘花(中御門宣胤筆)とも近距離。	後柏原院本絵合・蛭・藤裏葉(共に筆者不明)は近距離。	後柏原院筆の可能性はあるが、本文文字数が少ないため近距離とはならない。	cf花宴

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
夢浮橋	手習	蜻蛉	浮舟	東屋	宿木	早蕨	総角	榊本	橋姫	竹河	紅梅	匂兵部卿	幻	御法	夕霧	鈴虫	横笛	柏木
後柏原院	万里小路春房	滋野井教国	中御門官胤		中山宣親	後柏原院	逍遙院		中御門宣秀	西室僧正	邦高親王息	後柏原院	伏見殿南御方		姉小路濟俊	※故長橋局	滋野井教国	逍遙院
	●											●						
	●																	
	3	4	1	2 & 3	1.5		1	4	1.8	1	4	4	3	2 & 3		2 & 3	2 & 3	1
(散逸)	保坂本花宴(万里小路秀房筆)・書陵部本野分(江南院殿筆)と近距離。		cf松風	cf紅葉賀	cf葵	(散逸)	cf夕顔		保坂本青木(中御門宣秀筆)と近距離。	cf夕顔			cf初音	cf若紫	cf紅葉賀	cf常夏	cf紅葉賀	cf夕顔

判定 1 後柏原院本内部でも、それ以外のデータと照合しても、当該人物の書写である蓋然性が高い。
 2 後柏原院本内部で、当該人物が担当したとされる他の巻と照合して、同一人物の筆である蓋然性が高い。
 3 後柏原院本以外のデータに、仮名字母遣いの傾向が似ている例がある。但し伝承筆者名が異なる。
 ↓どちらが正しいのか不明。同一家族(親子・兄弟・まご)の書写者が類似するのは、同一写本を忠実に写しているためか、不明。
 4 後柏原院本の中でも、またそれ以外のデータにも、同様の傾向を示す例を見つけれない。
 ↓伝承筆者が正しいか否かは、不明。

注意 1 新たなデータが追加されれば、より近い写本間の距離が変わってしまうので、所属するグループ（構成）も変わって

いくことがある。

2 あくまでも今回示されたデータのなかでの分類となる。